

## 京都地方税機構職員の勤務時間、休暇等に関する条例

平成21年8月19日  
京都地方税機構条例第11号

(趣旨)

第1条 この条例は、法律又は法律に基づく他の条例で別に定めるものを除き、職員の勤務時間、休日、休暇、部分休業及び休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間等)

第2条 職員の勤務時間、休日、休暇、部分休業及び休業については、職員の給与等に関する条例(昭和31年京都府条例第28号)及び職員の育児休業等に関する条例(平成4年京都府条例第4号)の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。